

16 武器の輸出に対する規制

(1) 憲法第9条第2項は、国が戦力を保持することを禁止しているにとどまり、武器を輸出することまでも禁止するものではない。

(2) 他方、武器の輸出についても、公共の福祉のため必要な場合に合理的な限度で制約を加えることができることは、憲法の認めるところであって、政府は、武器の輸出について、外国為替及び外国貿易法に基づき必要かつ合理的な規制を行っているところであり、同法に基づく経済産業大臣の許可に関する運用の基準として「武器輸出の三原則」を定め、

- ①共産圏諸国、
- ②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国
及び
- ③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国
については許可をしないこととともに、「武器輸出に関する政府統一見解」において、三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易法の精神にのっとり、武器の輸出を慎むこととしてきた。

(3) また、武器の製造等に係る技術の輸出についても、武器の輸出に準じて対処することとしてきた。

(4) こうした取扱いにより、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、個別の必要性

に応じて例外化措置を重ねてきた。(注)

(5) こうした経緯を踏まえ、これまでの政府の方針を包括的に整理し、明確な原則として新たに定めた「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)により、防衛装備の移転については以下のとおりとしている。

- ① (i) 我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、(ii) 国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は (iii) 紛争当事国への移転となる場合は、移転を認めない。
- ② ①以外の場合は、移転を認め得る場合を平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合又は我が国安全保障に資する場合等に限定する。
- ③ ②を満たす移転に際しては、目的外使用及び第三国移転について適正な管理が確保される場合に限定する。

(注) 武器輸出三原則等の下における個別の例外化措置に係る内閣官房長官談話及び関係省庁了解については以下のとおり。

- ① 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話(昭58・1・14 後藤田内閣官房長官談話)
- ② 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法案と武器輸出三原則との関係について(関係省庁了解)(平3・9・19)
- ③ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案と武器輸出三原則との関係について(関係省庁了解)(平3・9・19)
- ④ 「日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の署名についての内閣官房長官談話(平8・4・15 梶山内閣官房長官談話)

⑤「人道的な対人地雷除去活動に係る支援と武器輸出三原則等に関する基本的考え方」についての内閣官房長官談話（平9・12・2 村岡内閣官房長官談話）

⑥「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」の署名についての内閣官房長官談話（平10・4・28 村岡内閣官房長官談話）

⑦自衛隊法の一部を改正する法案と武器輸出三原則等との関係について（関係省庁了解）（平10・4・28）

⑧弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話（平10・12・25 野中内閣官房長官談話）

⑨「中国国内における遺棄化学兵器処理事業の実施と武器輸出三原則等との関係」についての内閣官房長官談話（平12・4・18 青木内閣官房長官談話）

⑩「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話（平13・10・5 福田内閣官房長官談話）

⑪「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話（平15・6・13 福田内閣官房長官談話）

⑫「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」の署名についての内閣官房長官談話（平16・2・27 福田内閣官房長官談話）

⑬「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」についての内閣官房長官談話（平16・12・10 細田内閣官房長官談話）

⑭「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話（平17・12・24 安倍内閣官房長官談話）

- ⑯政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話（平18・6・13 安倍内閣官房長官談話）
- ⑰「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案」と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話（平19・10・17 町村内閣官房長官談話）
- ⑱ソマリア沖・アデン湾における自衛隊法第82条に基づく海上における警備行動等及び「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく海賊対処行動等と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話（平21・3・13 河村内閣官房長官談話）
- ⑲「日本国とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」の署名についての内閣官房長官談話（平22・5・19 平野内閣官房長官談話）
- ⑳「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話（平23・12・27 藤村内閣官房長官談話）
- ㉑F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話（平25・3・1 菅内閣官房長官談話）
- ㉒国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力についての内閣官房長官談話（平25・12・23 菅内閣官房長官談話）

(国会答弁例)

〔衆・決算委 昭42・4・21
佐藤内閣総理大臣 答弁〕

○佐藤内閣総理大臣 …輸出貿易管理令で特に制限をして、こういう場合は送ってはならぬという場合があります。それはいま申し上げましたように、戦争をしている国、あるいはまた共産国向けの場合、あるいは国連決議により武器等の輸出の禁止がされている国向けの場合、それとただいま国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け、こういうのは輸出してはならない。こういうことになっております。これは厳に慎んでそのとおりやるつもりであります。

〔参・予算委 昭42・5・10
高辻内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（高辻正巳君） 憲法9条をめぐる問題でございますので、問題の御提起自身はごもっともだと思いますが、武器の輸出についても同様に過去の国会でもやはり議論に出ております。昭和31年ごろだったと思いますが、その際もやはり製造、輸出それ自身が9条に違反することはないということを申し上げております。で、その理由は、やはり憲法9条で保持が否認されておりますのは戦力でございますが、戦力というのは、これはほぼ確立した解釈でございますが、人的、物的の総合組織力である、したがって武器そのものが戦力にならぬであろうというのが前に申し上げた一つの理屈でございますが、そのほかに戦力を保持しないのは、わが国一日本国民といいますか國といいますか、そういう場合を想定してのことですござりますので、それが日本で製造されたものが外国のあるいは政府の所有になるかもしれません、しかし、それは憲法9条が直接に規定するところではないということでございまして、憲法9条と法的な関係においてつまり違憲であるとかいうような関係で直ちに憲法違反であるというようなことはやはり言えないのではないかというふうに考えております。

(政府統一見解)

○武器輸出についての政府の統一見解

〔衆・予算委 昭51・2・27
三木内閣総理大臣 答弁〕

一、政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- (1) 三原則対象地域[編注]については、「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外為替及び外貿管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第1の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

二、武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

(1) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第1の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

(2) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等をとう載し、そのものが直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の武器に当たると考える。

[編注] 武器輸出三原則対象地域とは、次の三つの地域をいう。

- ① 共産圏諸国
- ② 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国
- ③ 國際紛争当事国又はそのおそれのある国

(国会答弁例)

〔衆・決算委 昭51・6・10
河本通商産業大臣・岸田通商産業省貿易局長 答弁〕

○岸田説明員 武器の生産技術の輸出につきまして許可を要する場合には、その申請につきまして慎重に検討して、その可否を決するということにいたしております。考え方といましましては、武器輸出三原則に準じた考え方で処理をすべきものではないかと思っておるところでございます。…

○河本国務大臣 …生産技術の輸出問題でありますが、これはいまお話しのように、武器の輸出三原則に照らして処理すべきものだと思います。…

(質問主意書・答弁書)

(昭56・1・27 対黒柳明・参)

二について

輸出貿易管理令の武器輸出規制は、当該貨物の形状、属性等から軍隊が使用するものであって直接戦闘の用に供されるものと客観的に判断できるものを規制対象とすることが合理的であると考えられる。汎用品については、輸出の段階において当該貨物が輸出後仕向地で実際に何に用いられるかを客観的に判断することは極めて困難であるため、輸出規制の公正さ及び実効性の観点から規制対象とすることは適当ないと考えられる。

四について

武器の製造等に係る技術の輸出については、武器輸出三原則及び昭和51年2月

27日の武器輸出に関する政府方針に準じて対処しているところであり、また、武器の専用部分品の輸出についても厳格に対処しているところである。

五について

軍事施設の建設には病院、宿舎、道路の建設等いろいろな態様があり、民間と共同使用の施設もある。したがって、工事請負契約について外国の軍事施設の建設に係るものがあるからといって直ちに規制することは適当ではない。かかる建設工事の請負の中に、武器技術の提供又は武器及び武器等製造関連設備の輸出が含まれる場合には、その部分については、武器輸出三原則及び昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針に基づき厳格に判断することとしている。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭56・2・20
角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田（禮）政府委員 …いわゆる武器輸出三原則は、武器の輸出によって国際紛争などを助長することを回避して、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図るという目的をもって、外国為替及び外国貿易管理法に基づく輸出貿易管理法令の運用基準として定められたものであるというふうに理解しております。一方、憲法9条第2項は、わが国自体のいわゆる戦力の保持を禁止しているものでありますので、その意味では、武器輸出三原則は憲法第9条が直接規定するものではないというふうに考えております。この趣旨のことは、昭和42年5月10日に参議院の予算委員会で、当時の法制局長官が答弁しているところ[編注：514頁参照]でございます。

しかしながら、わが国の憲法が平和主義を理念としているということにかんがみますと、当然のことながら、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのつったものであるというふうに考えております。

(国会決議)

○武器輸出問題等に関する決議

〔衆・本会議 昭56・3・20
(参・本会議 昭56・3・31)〕

わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。

よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。

右決議する。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平3・3・5
工藤内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（工藤敦夫君） …憲法の9条におきまして国が戦力を保持することを禁止している、こういうことが直ちに武器を輸出することまで禁止しているものではないと存じます。

ただ、武器の輸出につきましても、いわゆる公共の福祉のために必要な場合、これに合理的な限度で制約を加えることができる、こういう当然の憲法の許容する公共の福祉の観点からする合理的な限度の制約、こういうことで武器の輸出につきまして、ただいま話が出ました外為法、いわゆる外国為替及び外国貿易管理法に基づいて必要かつ合理的な規制が行われている、かように考えております。

(閣議決定)

○防衛装備移転三原則

(平26・4・1 閣議決定)

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国のお安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的な政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針について改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テ

ロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国との締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法

律第42号)を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考え方であり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

(国会答弁例)

〔参・本会議 平26・4・4
安倍内閣総理大臣答弁 対井上議員〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) …防衛装備移転三原則の基本理念に関するお尋ねがありました。

従来の武器輸出三原則等は、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念に基づくものであります。新たな原則にも明記しているとおり、我が国として、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することには変わりはありません。

防衛装備移転三原則の下で移転が禁止される国等に関するお尋ねがありました。

移転を禁止する場合を明確化している第一原則の下、現時点では移転が禁止される国や地域としては、国連安保理決議で武器等の移転が禁止されている北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、リベリア、コンゴ民主共和国、スーダン、コートジボワール、レバノン、エリトリア、リビア及び中央アフリカが挙げられます。

御指摘の国際紛争のある国については、最終的に国際紛争に至るまでの経緯は千差万別であり、おそれについての明確な判断や定義は困難であることから、移

転を禁止する場合の明確化を掲げる第一原則に明記はしておりません。

ただし、第一原則で移転が禁止される場合に当たらないことをもって直ちに移転が可能となるわけではなく、第二原則の下、移転を認め得る場合には、平和貢献・国際協力の積極的な推進又は我が国の安全保障の観点から積極的意義のある場合等に限定されます。また、移転を認め得る場合であっても、移転先の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査し、さらに、第三原則の下、目的外使用や第三国移転についても適正な管理を確保していくこととなります。

特定の国等への移転については、このような三原則の下で個別具体的に判断することとなります。我が国として、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することに変わりはなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針です。

防衛装備移転三原則策定の意図や日本が果たしてきた役割等への影響についてお尋ねがありました。

新たな防衛装備移転三原則は、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割に十分配意した上で、防衛装備の海外移転に係る具体的基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性を持った形で明らかにしたもの

したがって、積極的に武器輸出する方針に転換したというものではなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針です。このため、武器輸出で成長する国を目指すといった御指摘は全く当たりません。

また、我が国は、国際平和協力や小型武器を含む軍縮・不拡散の分野において、これまで同様、主導的な役割を果たしてまいります。

〔衆・経済産業委 平27・5・22
　　閣経済産業大臣政務官答弁 対落合委員〕

○閣大臣政務官 武器輸出三原則がなくなったのでしょうかという御質問でございますが、この防衛装備移転三原則は、武器輸出三原則がこれまで非常に重要な役割を果たしてきました、そのことを十分配慮しました上で、これまで積み上げてまいりました例外化の実例を踏まえまして、これを包括的に整理しつつ、明確な原則として定めたものという位置づけでございます。

このような考え方からしまして、防衛装備移転三原則につきましては、武器輸出三原則にかわる新たな原則という捉え方をしていただきたいと思います。

○閣大臣政務官 この武器輸出三原則等にかわる新しい原則の名称につきましては、政府が実施いたします規制の狙いとその内容を可能な限り正確に表現しよう、そのように考えたものでございまして、防衛装備移転三原則としたところでございます。

具体的に申し上げますと、武器を防衛装備といたしますのは、例えば、自衛隊が携行いたしますブルドーザー、また重機、そのようなものもございますが、これを、被

災国等への供与に見られますように、移転の対象となり得ますものが平和貢献、国際協力にも資するものでありますこと等から、防衛装備の文言が適當、そのように考えるからでございます。

また、輸出を移転とすることに關しましては、貨物の輸出に加えまして技術の提供が含まれるために、このような文言にさせていただきました。

〔参・外交防衛委 平27・6・9
横畠内閣法制局長官答弁 対小西委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 防衛装備移転三原則は、従前の武器輸出三原則の下で幾つかの例外が設けられていたわけでございますけれども、そのような経緯を踏まえまして、包括的に整理をして明確な原則を定めたものと承知しておりますが、いずれの場合も、武器の輸出によって国際紛争などを助長することを回避して、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図るという目的をもって外為法令等の運用基準を定めたものでありますし、それ自体が憲法上の問題ではないというふうに理解しております。そのような国際紛争を助長することを回避するようなことなどは、憲法の定める平和主義にそぐうものであるということは理解しております。